

高度ながん医療の総合的な展開

1 がん医療提供体制について

◆がん診療連携拠点病院等の整備状況（平成27年4月1日現在）

[国指定]・都道府県がん診療連携拠点病院	2か所	
・地域がん診療連携拠点病院	23か所	
・地域がん診療病院	1か所	*平成27年4月1日指定
[都指定]・東京都がん診療連携拠点病院	9か所	
・東京都がん診療連携協力病院	24か所	

◆東京都がん診療連携モデル病院事業

【東京都がん対策推進計画(第一次改定)】(平成25年3月)

がんによる死亡者数を減少させるためには、より多くの患者対応が可能な体制の整備と個々の医療機関におけるがん医療のさらなる質の向上が必要。
拠点病院等と地域の病院、診療所とがより効果的に連携するには、それぞれが果たすべき役割を検証していく必要がある。

東京都がん対策推進協議会「がん医療提供体制のあり方検討部会」での検討
(平成26年3月～7月)

<地域の医療機関の役割>

- 案1：拠点病院で初期治療（手術等）を終えた患者の治療を引き継ぎ、化学療法等のがん治療を行いながら、在宅移行を支援
案2：治療を目指すことが困難となった患者に対して、必要な治療と症状緩和を図りながら、在宅移行を支援

<モデル病院の主要機能>

- 拠点病院やかかりつけ医等と連携し、各々のがん診療に関する診療機能の情報を共有し、活用できる体制整備
- 標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療の提供
 - ・手術後のホルモン療法や化学療法など、長期間に渡る治療
 - ・在宅療養患者の状態が悪くなった際の緊急入院の受入体制

「東京都がん診療連携モデル病院事業」の実施（平成26年12月～平成28年3月）

- 永寿総合病院
- 東芝病院
- 板橋中央総合病院
- 国家公務員共済組合連合会立川病院

◆東京都がん診療連携協議会の開催

都のがん医療水準の向上と拠点病院等の連携体制の構築を図るため、拠点病院、診療病院、都拠点病院、協力病院等による協議会を組織

◆東京都周術期口腔ケア体制基盤整備事業の実施

がん患者等の口腔合併症の軽減、術後の回復の促進や生活の質の向上を図るため、患者・家族等への普及啓発や歯科医療従事者に対する研修、医科歯科連携モデルの実施

2 緩和ケアについて

◆緩和ケア病棟の整備状況（平成27年10月1日現在 緩和ケア病棟入院料届出病院）

28施設・527床（計画策定時 22施設・416床）

◆緩和ケア推進事業（平成24年度～26年度）

病院から在宅まで切れ目のない緩和ケアを提供できる体制を構築するために、重点的に取り組むべき事項について、区西部及び北多摩南部の2圏域をモデル地区として事業を実施

◆医師に対する緩和ケア研修会の受講者

【がん対策推進基本計画】(平成24年6月)

- ・がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。
- ・特に拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了する。

【東京都がん対策推進計画(第一次改定)】(平成25年3月)

- ・がん診療に携わる医師及び医療従事者が緩和ケアに関する基礎的な知識を習得する。

【がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針】(平成26年1月改定)

施設に所属する初期臨床研修2年目から初期臨床研修修了後3年目までの全ての医師が当該研修を修了する体制を整備することが、新たな要件に。

<医師研修会修了者数(研修医含む)>

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
国拠点病院計	132	475	606	538	524	493	960	3,728
都認定病院計	5	4	148	114	78	92	79	520
その他病院	35	122	310	229	273	279	311	1,559
診療所・都外	14	102	226	124	139	103	123	831
計	186	703	1,290	1,005	1,014	967	1,473	6,638

3 小児がん診療連携推進事業について

◆東京都小児がん診療連携協議会の設置・開催

小児がんに関して高度な診療提供体制等を有している都内医療機関の専門性を生かした診療連携体制を確立し、速やかに適切な医療を提供するため、小児がん拠点病院や関係機関等によって構成する東京都小児がん診療連携ネットワークを構築。

ネットワークに参画する医療機関同士の密接な連携を図り、小児がんの医療連携に係る取組に関する検討や進行管理棟を行うため、協議会を設置（東都立小児総合医療センターに委託）

◆小児がん拠点病院の整備状況（平成27年9月1日現在）

小児がん拠点病院（国指定）2か所、東京都小児がん診療病院（都指定）11か所